Ⅰ．具体的な取り組み項目

２．労働組合としての活動

（１）ものづくりを中心とした地域経済発展の基盤づくり

①奨学金返還支援制度などの拡充に向けた企業などへの働きかけ

地元産業界や企業に対し、地方自治体が設置している奨学金返還支援のための基金への寄付（）の実施・増額を働きかける。

背景説明

自治体では、地方創生の一環として、国の特別交付税などの資金を活用して基金を設置し、自治体と地元産業界が協力し、地元企業に就業した人の奨学金返還に対する支援制度が設けられています。制度内容などは自治体ごとにかなり異なっており、製造業に就職した者、ＩＣＴ産業に就職した者、県内大学出身者などは対象とならない場合があるので、対象者が拡大されるようにしていくことが重要です。

また、支援金額についても、国の制度紹介パンフレットでは、イメージとして150万円を挙げていますが、数十万円に止まっているところもあります。

なお、27都道府県、50市区町村の事例が日本学生支援機構のホームページに掲載されています。（ホーム＞奨学金＞地方公共団体の返還支援及び奨学生推薦制度＞地方創成の推進＞２.地方公共団体の返還支援制度）

一方、各企業が社員に対して実施している貸与奨学金の返還額の一部又は全額を支援する取り組みについて、これまでは各企業から従業員に直接支援する方法のみでしたが、2021年４月から、企業から日本学生支援機構に直接送金する「奨学金返還支援(代理返還)」制度が創設されました。これにより、従業員にかかる所得税が非課税となり得るとともに、企業の法人税は給与として損金算入が可能となるメリットがあります。また、この制度を利用した場合、企業名を日本学生支援機構のホームページに掲載することも可能となっており、人材確保の面でも有効となっています。（ホーム＞奨学金＞企業の奨学金返還支援（代理返還）制度）



②公正取引委員会地方事務所に対する情報提供・意見交換

金属労協地方ブロックと金属の都道府県別組織が連携し、全国に８つある公正取引委員会地方事務所（関東甲信越は本局）と懇談の機会を設け、地域における優越的地位の濫用、不適切な取引の状況などに関し、情報提供し、意見交換を行う。

懇談の結果については、地方自治体、経済産業局、地方議員などに対し、詳細な報告を行い、問題意識の喚起を行う。金属労協本部に対しても、連絡を行う。

公正取引委員会地方事務所が情報提供・意見交換に応じない場合には、金属労協本部に連絡する。

背景説明

2016年９月、政府は親事業者と下請事業者双方の「適正取引」や「付加価値向上」、サプライチェーン全体にわたる取引環境の改善を図ることなどを目的とした「未来志向型の取引慣行に向けて(世耕プラン)」を公表、これに基づいて、下請法、下請中小企業振興法の強化、手形に関する通達の見直し（支払いは可能な限り現金とし、手形サイトは将来的に60日以内とするよう努める）、業界団体による自主行動計画の策定、業種別下請ガイドラインの改訂、「型」管理の適正化に向けたアクションプランの策定などが実施されるとともに、公正取引委員会の書面調査、中小企業庁による自主行動計画フォローアップ調査や下請Ｇメンヒアリング調査などが実施され、不適切な事例に関して対応が行われているところですが、局面が大きく変わっている状況は見られません。

労働組合として、取引の実態、サプライヤーの実情を規制当局に伝え、取り組みの一層の強化を求めていくことが重要です。また、規制当局の反応が芳しくない場合には、そうした状況を自治体、経済産業局、地方議員などに伝えていく必要があります。

公正取引委員会の地方事務所は、全国８カ所となっています（関東甲信越は本局）。

資料22　公正取引委員会の地方事務所



③災害対応における生活再建最優先の徹底、および地方自治体と協力した住民支援

災害時に関する企業のＢＣＰ（事業継続計画）において、従業員の生活再建を最優先にする とともに、あらかじめ企業が地方自治体と協力協定を締結するなどにより、企業が円滑に従業 員による被災住民支援を行っていくことができるよう、地元産業界・企業に対し働きかけを行 う。

背景説明

政府の示している「事業継続ガイドライン」では、平常時・被災後における企業と地元自治体との連携に関する「地域防災協定」などを推奨しています。

コロナ禍を機に、感染症を対象とした事業継続計画（ＢＣＰ）の整備・見直しの機運が高まっています。厚生労働省は、2020年12月に「障害福祉サービス事業所等における新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続ガイドライン」をまとめています。感染症は、影響の範囲が広く、主として人に対して影響するなど、地震や台風とは異なる対応が必要になります。政府のガイドラインなども参考に、必要に応じて事業継続計画の整備・見直しを進めることが重要です。

資料23　内閣府「事業継続ガイドライン」抜粋（2013年）

4.3 地域との共生と貢献

緊急時における企業・組織の対応として、自社の事業継続の観点からも、地域との連携が必要である。64重要な顧客や従業員の多くは地域の人々である場合も多く、また、復旧には、資材や機械の搬入や工事の騒音・振動など、周辺地域の理解・協力を得なければ実施できない事柄も多いためである。

したがって、まず、地元地域社会を大切にする意識を持ち、地域との共生に配慮することが重要である。地域社会に迷惑をかけないため、平常時から、火災・延焼の防止、薬液噴出・漏洩防止などの安全対策を実施し、災害発生時には、これらの問題の発生有無、建造物が敷地外に倒壊する危険性の有無などを確認することが必要である。危険がその周辺に及ぶ可能性のある場合、住民に対して、危険周知や避難要請、行政当局への連絡など、連携した対応をとるべきである。さらに、各企業・組織が自己の利益のみを優先し、交通渋滞の発生、物資の買占めなど、地域の復旧を妨げる事態につながることは避けるべきである。

また、企業・組織は、地域を構成する一員として、地域への積極的な貢献が望まれる。地元の地方公共団体との協定65をはじめ、平常時から地域の様々な主体との密な連携が推奨される。66さらに、被災後において、企業・組織が応急対応要員以外の従業員に当面の自宅待機を要請すると、自宅周辺の人命救助、災害時要援護者の支援などに貢献する機会を作ることにもなり、都市中心部の場合には、混雑要因の緩和にもつながる。67

社会貢献としても、従業員個人の自主的なボランティア活動を促進させる上で、企業・組織におけるボランティア休暇制度の普及が期待される。68

なお、地元地域の側においては、企業・組織が地域貢献を行うことと、当該企業・組織が事業継続のために代替拠点へ移転することは切り離し、その経営判断に理解を進めることも望まれる。地元に拠点のある企業・組織が、ＢＣＰ発動により別拠点でも生き残ってこそ、地域に戻ることも可能となり、また、それが地域の復興にもつながると考えられる。

＜脚注＞

64　現地復旧の場合に限らず、代替拠点に移動する場合においても、将来戻る可能性を考慮し、経営判断によって地域との関係を維持向上する戦略を考えるべきである。

65　協定の内容は、水・食料の提供、避難所の提供、復旧作業への協力、機器の修理、物資の運送、技術者の派遣など、多様なものが想定される。

66　自治会やＮＰＯに対して、集会場所・展示物を提供したり、講師の派遣やセミナーを共催すること等も考えられる。

67　特に大都市圏では、従業員に無理な出社指示を出すと、救援活動の交通への支障、水や食糧の不足、トイレやゴミの対応の困難などが予想される。

68　企業の社会貢献の例として、義援金・物資の提供、帰宅困難者等への敷地や建物の一部開放、被災地域の災害救援業務を支援するために必要とされる技術者の派遣等がある。また、被災時に救護場所や避難場所となる可能性が高い施設を企業が有する場合、当該施設の自家発電・自家水源・代替燃料などを平常時から確保することが望ましい。

資料出所：内閣府

資料24　企業による自治体及び住民団体との「地域防災協定」の実例

特徴

1.　防災における企業の地域貢献について、具体的な支援内容を盛り込んだ協定文書の形態で定めている。

2.　協定は、企業と周辺町会に自治体が加わった三者協定である特徴を持ち、災害発生直後からの緊急支援をベースに継続的に見直しが図られ、内容の充実が促進されることが期待される。また、地域における防災に対する共同共助意識の向上に寄与する。

3.　支援内容は、三者による協議を通じて、企業の事業実態(身の丈)に即した、効果があり実現性の高いものとなり、防災訓練の協同実施、防災備蓄倉庫設置場所の提供等平素からの協力についても含んでいる。

概要

Ａ社は、2000年7月に、Ｂ事業所を対象に、Ｂ市及び周辺５町会と「地域防災協定」（正式名称は、「災害時における応急活動及び平素における防災まちづくりの協力に関する協定書」、以下同じ）を締結した。

協定に基づき、事業所が協力する範囲は、災害時においては、避難場所、重機等の資機材、ヘリコプター緊急離着陸場所の提供等、平素においては、防災訓練の協力又は協同、防災備蓄倉庫設置場所の提供等となっている。

目的

1.　大地震のような広域災害発生直後から、自治体等による直接的な緊急支援が開始されるまでの一定期間(通常３日間)、地域内に所在する企業が地域への応急支援を担おうとするものである。

2.　協定書第１条において、「地域防災協定」を締結する目的を以下のように定めている。

　・災害対策基本法第７条第２項の規定に基づき、及びＢ市地域防災計画地震対策編における「災害時において、企業は地域に貢献する。」ことを基本理念とし、Ｂ市及び周辺５町会が行う災害時応急活動及び平素からの防災まちづくりに対するＡ社の協力に関し、必要な事項を定める。

3.　災害対策基本法第７条第２項では、住民の責務を以下のように定めている。「地域防災協定」は、企業においても、地域コミュニティを形成する住民と同様の責務を果たすことを目的とするものである。

　・地方公共団体の住民は、自ら災害に備えるための手段を講ずるとともに、自発的な防災活動に参加する等防災に寄与するように努めなければならない。

経緯及び活動状況

1.　Ａ社は、1965年のＢ事業所の開設以来、周辺５町会の住民（約4,000世帯）と、納涼祭開催や市民祭協賛などを通じた積極的な地域交流を行っている。

2.　その後、再三にわたる豪雨、台風による増水・浸水被害の発生を受け、地域の防災・環境整備に関する地域ぐるみの取組みに対しても、事業所として積極的に協力しており、町会との話し合いを発端として2000年７月に「地域防災協定」を締結するに至った。

3.　協定は、Ａ社Ｂ事業所、周辺５町会及びＢ市の三者により、締結された。また、協定には、災害時の応急活動及び平素における防災まちづくりに関する事業所の協力の内容を定めたものであるが、協定に基づく事業所の協力に要する費用は、基本的に無償とするが特別な場合は協議により市が負担することがあること、協定による支援は災害の発生後３日間を原則とすること（その後の対応は三者の協議による）なども定められている。

4. 協定における具体的な事業所の協力の内容は、以下のとおり。

(ｱ) 災害時

　　・グラウンド（約１万㎡）の開放（町会は、一時避難場所及び救難活動拠点として、行政は、ヘリコプターの離着陸拠点及び救援活動拠点として活用）

　　・運搬用フォークリフトなど、重機等の資機材の提供（避難、支援活動のための通路（道路）の確保、救命支援、崩壊家屋の瓦礫撤去などに活用）

・その他施設（グラウンド内トイレや水道等の施設・設備等の活用）

(ｲ) 平素

　　・防災訓練の協力または協同実施

・防災備蓄倉庫の設置（設置場所の提供及び鍵の管理）

5.　今後も、協定内容のさらなる充実を目指し、消防署などとも連携した合同防災訓練や初期対応のシミュレーション訓練の実施に加え、太陽光発電装置の電力供給、事業所隣接社宅の一時提供、輸送車両の提供、炊き出し用としての屋外バーベキューコーナーの活用など、災害時における協力範囲の拡大についても検討することとしている。

資料出所：内閣府